経済労働委員会記録 <第1号>

平成21年第4回沖縄県議会(6月定例会)

平成21年6月24日(水曜日)

沖縄 県議会

経済労働委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成21年6月24日 水曜日

開 会 午後4時44分散 会 午後5時32分

場所

第1委員会室

議 題

1 農林水産業について(さとうきび農業基本政策確立等のための取り組み等について

出 席 委 員

委員長 玉城 ノブ子 さん

副委員長 瑞慶覧 功 君

委員 中川京貴君

委 員 座喜味 一 幸 君

委 員 辻 野 ヒロ子 さん

委 員 具志孝助君

委 員 仲宗根 悟 君

委員 当 銘 勝 雄 君

委員 渡久地 修 君

委 員 玉城 満君

委 員 上里直司君

委員外議員 なし

欠席委員

前島明男君

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長比嘉俊昭君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係るさとうきび農業基本政策確立のための取り組み等についてを議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長の出席を求めております。

ただいまの議題について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

〇比嘉俊昭農林水産部長 それでは、まず初めにこの時期に要請することについて、簡単に御説明をいたしたいと思いますのでよろしくお願いします。

6月30日に自民党野菜・果樹・畑作物等対策小委員会を開かれ、さとうきびの政策支援に関して産地の意見を聞いた上で、7月2日又は3日にさとうきび経営安定対策等について取りまとめることを聞いております。

このため、沖縄県としても30日にさとうきび及び甘しゃ糖の政策支援並びに さとうきび生産振興対策等に関する要望を伝える必要があると考えておりま す。

県議会においてもよろしくお願いいたします。

それでは、お手元のさとうきび及び甘しゃ糖の政策支援並びにさとうきび生 産振興対策等に関する要望書について御説明申し上げます。

要望書の2ページをお開きください。

まず、1、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に対する適切な対応については、WTO農業交渉においては、多様な農業の共存等の我が国の立場を堅持すること、日豪EPA交渉においては、砂糖などの重要品目について関税撤廃の除外の対象とするなどの例外措置を確保すること、国内の甘味資源作物及び糖

業について、安定的に維持・発展できるよう抜本的な対策を講ずることを要望 します。

次に、2、さとうきび等の政策支援に係る甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金については、農家手取額については、地域の生産条件や生産資材価格等の高騰による影響などの経済事情を考慮し、再生産が可能になるよう確保すること、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金については、生産者及び甘しや糖企業の経営安定が図られるよう、将来にわたって確保することを要望します。次に、3ページをお開きください。

3、経営安定対策に係る対象要件の緩和・見直し等については、特例要件の 対象となっている生産者や地域の実態を踏まえ、対象要件の緩和・見直しを行 うとともに、本則移行に必要な期間を十分に確保すること等を要望します。

次に、4、さとうきび生産組織等の担い手については、さとうきび作経営の 現状を踏まえ、安定的なさとうきび生産を図るため、生産組織等担い手育成に 必要な対策を講ずることを要望します。

次に、5、さとうきび増産プロジェクト基金に代わる新たな対策の創設については、必要な財源を確保することを要望します。

4ページをお開きください。

6、甘しゃ糖企業の経営安定対策については、甘しゃ糖企業は、地域経済に おいて重要な地位を占めてくることから、沖縄糖業振興対策に必要な予算枠を 確保すること、含みつ糖地域については、分みつ糖地域と同等の支援を講ずる ことを要望します。

次に、7、さとうきびの生産振興対策等については、さとうきびの生産性向上と安定的生産の確保を図るため、(1)土地基盤整備等の促進、(2)強い農業づくり交付金の確保、(3)機械化一貫体系の確立、(4)試験研究の充実・強化についてを要望します。

次に、8、畑作物共済の充実・強化については、さとうきびの畑作物共済加入農家の経営安定と再生産の確保を図るため、共済掛金の負担軽減措置を講ずることを要望します。

次に、9、砂糖の需要拡大対策の充実・強化を要望します。

以上がさとうきび及び甘しゃ糖の政策支援並びにさとうきび生産振興対策等 に関する要望の概要であります。

今回の要請活動については、6月30日に農業団体等と関係機関が一体となって、関係省庁等へ要請する予定であります。

〇玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これよりさとうきび農業基本政策確立のための取り組み等について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味ー幸委員 基本的に要望書の内容は、非常に十分に理解できるんですが、一点だけ伺いますが、3の経営安定対策に係る対象要件の緩和・見直し等という問題ですが、これは前回もそういう要望をしてきたと思うんですが、今の現状で、本則に移行したときに、本当に実態としてさとうきび農家が、増産を確保できるかという問題があります。多分現場では、もう起きていると思うんですが、本則移行に時間をかけたからといって、本当に保全的に農家を守れるかというような根本的な問題がまだ寝ているような気がしているんです。できれば、この対象要件の緩和とかということよりも、だれでも小規模農家でもさとうきびがつくれるというものが一番ベストで、この小規模農家が逆に村を維持している、要するに手刈りでもいいから小さな農家がこのさとうきびから収入を得ていることが、村を守っている部分がありまして、これを大規模だとか集団からとか要件で縛りつけたときに、逆にさとうきびが1割、2割、3割減ってくるというような根本的な問題がこの中にあるんじゃないか、そういう問題を抱えてなおかつ緩和という緩い要求でいいのかという部分を感じるんですが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 さとうきびの経営安定対策の要件については、今の 4 要件から、平成20年産については刈り取りして搬出することも要件に加えて 見直しをしていただきました。その結果、充足農家が 4 割でしたのが、 5 割程 度に伸びている、拡大されたというのが一点ございます。 先ほど委員がおっしゃったように、小規模あるいは機械化が十分ではないということでありますので、県としては国に対して小規模で、しかも機械化が十分ではないというのを 十分訴えてきまして、できるだけ機械化ではなくても見直していただいて、要件を満たすような仕組みができないかということを要望しています。その場合にでも、一定期間見直しをされたとしても、やはり条件整備というものは時間がかかりますので、見直しと同時に一定期間の条件整備期間が必要であるということを、今国に対して要望する必要があるんじゃないかという中身になっております。

○座喜味ー幸委員 非常にこれは大変難しい、いろいろ知恵を絞らないといけないと思うんですが、もうこれ以上1割、2割、3割という農家が少し不安を抱いて、さとうきび生産から離れてしまうと、極めて製糖工場を含めて地域の経済に及ぼす影響というものは、非常に根本的な問題を抱えているので、これは環境作物であるとか、あるいは環境保全型農業をしているだとか、資材の一括購入の話とかいろいろ知恵を絞って、ぜひやる気のある農家が、さとうきびをいつでもどこでもだれでもつくれるような条件というものが、やっぱりシフトしていく非常に今過渡期にあるんじゃないかと、ぜひ頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。 当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 農林水産部長、本会議場で私の質問にはぐらかしていると言ったのは意味がわかりましたか。要するに、私があのとき答弁を求めたのは、今の制度を見直しなさいということなんです。見直す考えはあるのかという話なんです。これは、例えば新聞も玉虫色に書かれているんですが、JAおきなわからの要請書を見ても、経営安定対策制度の緩和・見直しと書かれている。これは制度の見直しなんですから、そういう意味ではないんですか。どう理解しているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 JAおきなわとの意見交換をやっていまして、制度についてはWTOとの関係もあって、やはり今後国際交流を強化するという意味では、一定程度の担い手に移行ということで国の流れがありまして、その中でもさとうきびについては、品目別対策ということで国は整理をしています。そういうことで、今の現状の制度の枠組みの中で条件緩和をしてくれというのがJAおきなわの要望であります。そして、条件緩和するに当たっても、やはり一定期間は必要ではないですかと。要するに機械化とか、それから小規模農家も相当程度占めているので、では要件緩和したからストレートにすぐ適用できるかというのはなかなか難しいので、やはりそこに一定期間見直しをしながら、一定期間が必要だということの要件緩和ということで私は聞いています。

〇当銘勝雄委員 ですから、要するに今 J A おきなわの要請書を見ると、経営 安定対策制度の緩和・見直し。皆さん県のものを見ると、対象要件の緩和・見

直しと書いてあるんです。これは絶対に違いがあるという意味です。ですから 私が答弁を求めたのも、そういう意味で制度の見直しをやりなさいという意味 だったんです。ですから、はぐらかした答弁では困るよと言ったのは、そうい う意味なんです。要するに、なぜそういうことを私が言っているかというと、 今のような経営安定対策のさとうきびの新価格制度では、市場価格が3000円く らい、あと残りの1万6000円、1万7000円、80%は経営安定対策費ですよね。 そうするとこういうような価格制度というものはまずあり得ない、私はあり得 ないと見ています。ではWTOも基本的に国の補助制度は軽減していきなさい と、なくしていきなさいと。この前決裂したものも、アメリカの農業補助金に 対する問題から決裂したんでしょう。そういう方向にあるんですよ。WTOが そういう方向にある中で、80%を経営安定対策費という形でやるとなると、最 終的にさとうきび価格というものはWTOの圧力がありました、だめですよと いうのが1つですね。もう一つは、対消費者の問題。消費者だって何で沖縄県 のさとうきびだけこれだけの安定対策費、補助金をやらなければならないのか と、こういう形になるわけです。要するに、対消費者問題が出てくるわけです。 ですから私は、こういう制度を受け入れた県にも問題がありますよという言い 分なんです。それについて今後どうするんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 国としては、今の制度の枠組みの中で緩和・見直しをして、こちらもさとうきび生産農家がすべて対象になるように、要望しているわけです。国としても、要件見直し・緩和についてはやっていきたいということを、今事務レベルでは話しているところでございまして、我々としては制度の中で調整金とかいう中で、一定程度生産農家なり企業も支援をしているので、その支援の中で農家がしっかりさとうきび生産ができるような形にするには、一定程度の枠組みが必要だと国は言っていますので、我々としても一ただその枠組みではあるんですが、しっかり今の農家の方々がすべて対象となるように、関係機関と一緒になって要請をしていきたいと考えております。

〇当銘勝雄委員 要するに、今のような形でこの問題をうやむやにしていくと、 最終的に私は大変なことになりますよということを言いたいんです。そして、 こういう形で要請するならば、私ははっきり言って行きたくないです、これを 認めた形になるので。これまで経済労働委員会、本会議を通じて、こんな書き 方をするなと言っても、結果的には何とかかんとか全農家が救われるような形 にやりたいということを皆さんは答弁してきたわけです。あるいは知事にも答 弁させてきたわけです。しかし今きょうの答弁でも50%でしょう。こういうこ とでは、はっきり言って大変なことになりますよ。これはJAおきなわも今、何とか慌てて大会をやりたいと考えていますが、本当にこのままでいいのかというのは心配です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 さきほどの農林水産部長の説明、私はこれを聞いて、共産党代表として非常に聞き捨てならないと思ったんです。何のために、我々はこれきょうやっているかと思ったら、6月30日かに自民党の何とか部会があるから、これに合わせてやりますと。これは自民党への要請用のために議論するんじゃないんです。それはあるかもしれませんが、我々は各党の代表ですよ。それに対して一行政の農林水産部長が、一つの党の、例え政権党であっても、それに合わせて動くというやり方は少しいかがと思って、私はあれは取り消してほしいと思います。いろんなもろもろの動きがあって、非常にこの重要な時期だからやらないといけないというんだったらわかりますが、自民党の部会があるから行きますというのは、沖縄県の農林水産部長の発言としては、聞き捨てならないと思うので、これは取り消してほしいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 済みません。説明が不十分だったかもしれませんが、 自民党の話もありましたし、それから来年で特例農家が3年ということになり ます。そうしますと、今年の見直しで方針を出さないと、今年の夏、もしくは 再来年の収穫からは、対象が外れるということもあって、今回しっかり対象要 件を満たすような緩和・見直しを国に要請する必要があるということで、要請 に行きたいと思うので、よろしくお願いします。

○渡久地修委員 私たち政党代表の政治家だから、この辺はやっぱり考えた発言はやってもらわないと、我々、はいそうですかというふうにいかなくなりますよ。そこはちゃんとやっていただきたい。この問題は、自民党、共産党、社民党みんなないです。沖縄県の基幹産業をどう守るかですから、そういう立場でやってもらわないといけないと思いますので、これは一政党で解決できる問題じゃないですよ。全県民的な問題でやってもらいたい。それで、私たちは5月19日と20日に直接、農林水産省と交渉してきました。そして18日には調査もしました、赤嶺政賢衆議院議員とも一緒に農家を回ってきました。それで、私の調査ではこの新価格制度、今度の制度を本当に歓迎している農家は、私の知

っている限り一人もいない、これはやめてほしいというのが圧倒的多数です。ですから、私たちは廃止を求めてきたんです。廃止せよと、元の生産者の保障、元の制度に戻せというのを私たちは要求してきたんです。だから、今のままではさっきおっしゃったように、もう延長期間が切れる、今のままいったら6割とも8割とも、あるいはみんなやめるという人もいるんです、もうやってられないと。これでは、さとうきび農家は続けれないという農家もいました。ですから、私は県議会の意見書の案がこれから議論されると思うんですが、見直しては済まないと思うんです。私はやはり廃止を求める、今の新制度の枠組みの中での見直しでは済まないんじゃないですかと。やはりこれは、いろんな根切機とかも認めるようにしてくださいとか、何とかというだけでは済まないような、この制度自体が沖縄県の農業の実態を無視しているものだと思うんですが、その辺はいかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 制度は平成19年にスタートしまして、それで制度の中でどうしても要件を満たさない農家については、3年間据え置きをして、そこでいろいろ要件に合うような形で整備をしていこうという中身で今進めてきたわけですが、今まだ2年目ですが、ところが、やはり実態として小規模農家が今いるということと、機械化がまだ十分ではないということもあって、今一部見直しがあって、4割から5割のところも今伸びているところはあります。そういう意味で、全体的には見直しも少しあって、5割ぐらいには現行の段階でなるだろうと今見込んでおります。そういうことで、農家の意見も聞きながら見直しをして、要件を満たすような形にする必要があるんじゃないかということで、今回見直しも含めて、さらに今度は見直しをしても一それが本当に検証・実証して要件が満たせるのかというものもありますので、見直しと同時に、一定の期間を置いていただいて、その中でいろいろやっていったほうがいいのではないかということで、今回のようにさせていただいています。

○渡久地修委員 私たちが調査した限りでは、JAおきなわとかいろんな生産組合とかいろんなところの幹部の皆さんには説明されているけれども、農家まで説明されていないんです。されているのは、早く申請しないととにかく交付金もらえないよと。4000円しかもらえなくなるよ、だから早く申請しないといけないと、これだけしか伝わっていないところが圧倒的だというんです。特に沖縄県のさとうきび農家というものは、非常に永劫の人たちが圧倒的多数、少ない年金で暮らしていけないから、それを補うためにさとうきびをやっている人ととか、タクシーを運転しながらこれを補うためにやっているとか、そうい

う人たちがかなり多いらしいんです。だからそういう意味では、本当に今のやり方というのは、私は実状に合わないと思う。それで、もちろんこの3年間さらに延長の問題とか、もっと要件を緩和してくださいというものも一つの方法だと思う。私はこれは全然否定しません。我々もこれは言ってきた。しかし、一番の抜本的解決というものは、この制度自体が沖縄県のあれに合わないから、前の制度に戻すべきだというのが一番。本当に沖縄県の基幹産業としてさとうきびをこれから育てて、多くの人がさとうきびに一さらに農業に参入してくるにはこれしかないと思うんですが、どうですか。

〇比嘉俊昭農林水産部長 先ほども話したとおり、国の政策でほかの品目は、品目横断的経営安定対策ということでかなり所得方式になっていまして、所得というか全体の所得になってまして、うちのほうはどちらかというと小規模やそういう条件整備がそろっていないということで、品目別政策ということで国はそういう施策を行っているわけです。そういう状況の中で、約2年やってきて、それでもなかなか進まない部分はありますと。そして、一部見直しもあって拡大をしたものもあるので、県としては見直しもしっかりしながら、その中で一定期間を設けて、そのことをまずしっかり国に対して要望する必要があるんじゃないかということでございます。

○渡久地修委員 私たちが農林水産省の担当と交渉したときに、根切機の問題とか、自分たちが持っている耕運機も使わないで根切機を必ず使えと言ってみたり、こんなことが今やられているんです。実態に合わないということをいろいろやってきたんですが、結果的には多くのさとうきび農家がさとうきび農業をやめるような改正をしませんと言っていたんですが、そういう意味では、今沖縄県のさとうきび農家、沖縄県の声が一政府もこれは今のままやったら大変になるなというのは認識しつつあると思うので、我々のこれからの皆での要請、農家一丸となった声が、私は今とても大事な時期に来ていると思います。そういう意味では、この要請もとても大事、しかし、私はぜひ廃止という立場で、今までのやり方ではよくないですよというものを本当は入れてほしいと思っています。それはもう見解が違うので、これはあくまでも我々共産党の要望だから、私はできたら県議会の意見書には、これをぜひ皆で入れようということで議論するので、県の立場がわかったので、今のままではこの制度では多くのさとうきび農家がつぶされるので、そうならないように県は責任を持って取り組んでほしいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

〇中川京貴委員 県はこれを今出されていますが、基本的にこれは J A おきな わの関係者の要望書に基づいてこの案はつくられているんですよね。要請があ ったでしょう。これに基づいてつくられたんじゃないですか。

〇比嘉俊昭農林水産部長 はい、JAおきなわといろいろ意見交換しながらつくってあります。

○中川京貴委員 いろいろ文書の中身が少し出てくるんでが、やはり緩和とか 見直しというものは、これからさとうきびの価格からいろんな問題をお願いす る立場もあって、これをやはり今渡久地委員から廃止という件も出ていました が、本当に廃止できるなら廃止でいいです。しかし、これは沖縄県だけではな くて全体的な問題も含めてくるので、そういった面では、私は県が出されてい る緩和・見直しという案を含めた、後で我々経済労働委員会で審議しますが、 ただ今の状況では沖縄県に合わないということはお互い把握しておりますの で、この問題をどうするかと。沖縄県に合ったさとうきび農家のための我々が やるべき仕事は何かということは、この問題はことし始まったことではないん です。前年度から予測されたことなんです。ですから、国自体も緊急対策雇用 で、今まで法人化しなければ補助対象にならなかったものを、今年度は緊急対 策で個人でも補助金を出すようになっているでしょう。このさとうきびの補助 金と逆行しているんです。そういった意味では、理論武装して今、県が出され たあれに私は賛成です。また、議会として経済労働委員会としてはどういう中 身にするかというのはまた審議しますが、私はこれは県の資料に対しては問題 ないという認識のもとで、さっき確認しましたが、JAおきなわ中央会から出 された要望書案に沿って県がつくられたということで理解してよろしいでしょ うか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そのとおりでございます。調整しながら、やはり地域の実態を踏まえた要請項目にする必要があるということで、調整をしながら作成しております。

〇玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 基本的な点を確認させていただきたいんですが、今委員から 質疑のありましたさとうきびの新価格制度、そしてその交付金という話がある んですが、具体的にどういう法律のどの要項を緩和というか、本則ということ ですから、附則に盛り込まれているかと思うんですが、どの法律なのか、根拠 とするものとは何なのかということについてお聞かせいただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律というものがございまして、その法律の第19条にさとうきび生産者が甘味資源作物交付金を受けるための要件を定めております。その要件は農林水産省令で定める要件に該当するものであることとなっておりまして、農林水産省令の中で、例えば認定農業者であるとか、あるいは共同利用であるとかなどについて定めてあります。

○上里直司委員 具体的にお聞かせいただきたいのは、農林水産省令といいますから農林水産省の中で決めればよいというようなものなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 法律に基づいてまず要件を付して充当するということになっていまして、その農林水産省令の中で先ほども言ったように、認定農業者とか、あるいは特定農業団体とか、あるいはさとうきび作付面積のうち収穫を行う部分が1~クタール以上であるとか、あるいは4.5~クタール以上とかそういうものを農林水産省令で定めていると。ただ農林水産省令で定めているんですが、先ほど説明した自民党の野菜・果樹・畑作物等対策小委員会というものがございまして、その中で3年間後の特例要件があって、その3年間どうするかというのは同小委員会の中で少し議論がされます。その議論がされたのが、ではこういう方向でいくということで確認されたのが、農林水産省に上がっていくという形になるかと思います。

○上里直司委員 その話は余り聞かなかったことにしますけれども、つまり法律で定めているもののうちに要件があって、要件は農林水産省が定めるというものですから、農林水産省がある程度地域の事情を勘案して決定すればいい話であり、それについて財政的な裏づけをするのは財務大臣だからという形で財務省に要請するということですね。わかりました。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、さとうきび農業基本政策確立のための取り組み等についての質疑を 終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。その後委員長より、委員会を招集した経緯と目的等について説明。さらに、さとうきび農業基本政策確立等に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案・提出方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することなどで意見の一致を見た。)

〇玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としてのさとうきび農業基本政策確立等に関する意見書の提出 については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子